

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う別表の改正）

1 主旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、これまで区が条例で定めていた個人番号カードの再交付手数料の額を地方公共団体情報システム機構が定めることが明文化された。

これに伴い、世田谷区手数料条例の別表を改正する。

なお、本件については総務部より、令和3年第2回定例会に提出する。

2 改正内容

世田谷区手数料条例別表第1（第2条関係）7の3の項目を削除する。

	事務	名称等	額	徴収時期
7の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項の規定に基づく申請に対する個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	1件につき 800円	再交付申請 又は再交付 のとき。

3 施行予定日

令和3年9月1日

4 参考資料

(別紙) 個人番号カードの再交付手数料を定める条例について

参照条文

○改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（個人番号カードの発行等）

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 （略）

（個人番号カードの発行に関する手数料）

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。